

平成 29 年第 1 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 29 年 1 月 17 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 29 年第 1 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	佐藤篤太郎
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	神原 美雪
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	斎藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 1 号議案
「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員 長 それでは、ただいまから、平成29年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」の指名について、お諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 稲城市特別支援教室設置検討委員会について
 3 平成29年1月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成28年12月分不登校による欠席児童・生徒数について
 2 稲城市特別支援教室設置検討委員会について
 3 第1回稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定委員会について

指導課
教育指導担当部長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 その他について
 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について
 - 9 公民館主催事業の実施状況について
 - 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 11 平成28年12月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 市立公園内運動施設管理運営について
 - 2 社会体育施設管理運営について
 - 3 学校開放事業について
 - 4 社会体育指導者養成事業について

- 学校給食課長
- 1 学校給食の終了について
 - 2 学校給食の開始について
 - 3 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立部会について
 - 4 平成28年度第3回給食主任会について
 - 5 比留間製麺工場視察について
 - 6 学校給食共同調理場衛生管理研修について
 - 7 大空町との交流給食について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 視察・取材について
 - 8 図書館の利用状況（平成28年12月）について

委員長

ありがとうございました。教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 第1号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、南多摩スポーツ広場多目的広場の整備が完了するに当たり、稲城市体育施設条例を改正したことに伴い、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委 員 長 それでは体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第1号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、説明いたします。議案概要説明書とあわせて、第1号議案資料、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

本案は、南多摩スポーツ広場多目的広場の施設整備が完了するに当たり、稲城市体育施設条例を改正したことに伴い、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正するものでございます。

最初に、第10条の使用料の減免の条文です。これまでも登録団体がふれんど平尾体育館、グラウンドを使用する場合は、使用料の減免をしておりましたが、南多摩スポーツ広場多目的広場も同様に市内の登録団体の使用料を減免するため、第10条第4号「利用登録をしたものがふれんど平尾体育館又はふれんど平尾グラウンドを使用する場合」を「ふれんど平尾体育館、ふれんど平尾グラウンド又は南多摩スポーツ広場多目的広場を使用する場合」に変更いたします。

続いて別表第1、第2条関係の使用時間区分の規定です。ふれんど平尾グラウンドの次に、南多摩スポーツ広場の名称と、使用時間区分に「午前8時から午後6時までの間の午前8時から始まる2時間毎」を追加しております。

続いて別表第2、同じく2条関係の使用区分の規定です。名称欄に、同じく「南多摩スポーツ広場多目的広場」と、使用区分に「貸切使用」を追加しております。

次のページにまたがりますが、別表第3、第5条関係の、抽選前の申請の受付についての規定です。既存の体育施設と同様の受付期間とするために、ふれんど平尾体育館の下に「南多摩スポーツ広場多目的広場」を追加しております。

続いて、別表第4の1と、別表第4の2、同じく第5条関係の抽選後の申請の受付の規定です。二つにまたがるんですが、まず、1と2の表の違いは、1の表は、市内の登録団体及び市民の方が対象のものです。2は、登録できない、市外団体の方の受付期間についての主な点です。それぞれの表の名称に「南多摩スポーツ広場多目的広場」を追加し、受付期間に、市内団体と市外団体との申請のできる期間に差をつけております。受付期間は、市内団体は抽選が終了した期間から使用希望日までを受け付けできるものとしておりますが、市外団体は、使用希望日の前月の21日から使用希望日までとして、受付期間でも市内団体を優先するようにしております。

続いて、別表第5、6条関係の抽選の規定です。抽選日は、ふれんど平尾の体育館の下に「南多摩スポーツ広場多目的広場」を追記し、他の体育施設と同

様に規定しております。

続いて、別表の第6、7条関係の使用料の納入期限の規定です。南多摩スポーツ広場多目的広場の使用料は、ふれんど平尾グラウンド及び体育館と同様に、市内の登録団体は免除し、使用料が発生するのは無登録の団体または市外団体であることから、名称の欄のふれんど平尾体育館の下に「南多摩スポーツ広場多目的広場」を追記し、納入期限は使用の承認のときと規定しております。

最後に付則ですが、施行期日は平成29年3月1日から施行し、準備行為につきまして、この施行前にも行うことができることを規定しております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

委員 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ございましたらぜひ。はい、どうぞ。城所委員。

城所委員 すみません、参考までに、南多摩スポーツ広場というと、サッカーとかグラウンドゴルフというイメージがあったんですけども、多目的広場というと、どういう種目ができるのでしょうか。

体育課長 1.8メートルのフェンスしかなかったものですから、主にグラウンドゴルフとか、そういうものしかできなかつたんですが、今現在は工事中ですけど、5メートルのフェンスを整備していきまして、これからラクロスとか、少年サッカーにも大きく使えるのではないかと考えております。

城所委員 ありがとうございます。

委員 長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第1号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、報告事項です。本日の報告は2件です。「第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定公募型プロポーザルについて」及び「学校給食申込書の提出について」を学務課長より、説明をお願いいたします。

学務課長　それでは、第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定公募型プロポーザルについて説明させていただきます。プロポーザルの実施要領と仕様書を作成し、1月13日から既に公募を開始しております。その実施要領と仕様書の概要について、ご報告いたします。資料の1ページから16ページが実施要領、17ページから28ページが仕様書となっております。

まず実施要領、1ページをお開きください。目的は、第一調理場建替移転に伴う施設の設計に当たり、学校給食調理場の主要な設備となる厨房機器については、衛生管理、調理能力、作業効率など、さまざまな視点から検討が求められるため、厨房機器整備に関する提案を募集し、最も優秀と認められる厨房機器システムの企画案を施設の設計に反映させるため、厨房機器業者を選定することを目的として、公募型のプロポーザルを実施するものです。

2番のプロポーザルの概要です。(1)名称は稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定公募型プロポーザル。(2)企画提案内容は、後ほど述べますプロポーザル仕様書のとおりです。(3)企画提案の選定、先ほど行政報告でもいたしました。稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定委員会において、書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施して、提案内容の企画性、業務遂行能力、機器の能力・機能、経済性、価格等を総合的に評価し、施設の設計に採用する企画提案を選定いたします。(4)選定した企画提案の扱い、選定した企画提案は、実施設計に採用し、原則として企画提案に示された厨房機器を設計図書に盛り込むとともに、次に記載されている3点について協力をしていただくものいたします。1点目、実施設計業務全般に対する技術的助言及び協力。2点目が、厨房機器の運転方法・管理及び軽微な保守等の必要な知識に係る調理員等への教育・指導。3点目が、調理場の試運転及び安定稼働の期間の担当者常駐。安定稼働期間は給食提供開始後概ね3カ月程度を見込んでおります。

3のプロポーザル参加資格です。2ページをお開きください。①島嶼部を除く東京都市町村に登録された事業所を有し、施設稼働後の連絡調整や緊急時の速やかな対応が可能な体制が整っていること。②平成18年度以降、概ね6,500食以上の調理能力を有する学校給食共同調理場の新築工事において厨房機器一式の納入実績を有すること。③責任者及び配置予定の主担当は、一級厨房設備施工技能士の資格を有する者であること。④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。⑤会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。⑥東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスに登録され、稲城市の有効な物品(厨房機器)の入札参加資格を有していること。⑦稲城市の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。⑧暴力団でないということ。こちらを参加資格として定めております。

続いて4、プロポーザル参加申込書の提出です。(1)提出書類、1点目、

プロポーザル参加申込書。こちらは8ページに示しております様式第1号です。②が提案者の概要。こちら様式2号で、9ページに示しております。こちらは、決算・業績等がわかる財務諸表と一級厨房設備施工技能士を証する書面の写しを添付していただくとしております。③が厨房機器納入実績。こちらは様式3号ということで定め、10ページに示しております。

続いて(2)提出方法は持参又は郵送で、(3)提出期日は平成29年1月23日(月)17時までの必着ということで定めております。

続いて5、参加資格の審査及び結果の通知。3ページをお開きください。提出書類の内容を精査し、参加資格の有無をプロポーザル参加資格確認通知書、こちら様式4号ということで11ページに示しております。この通知書によりまして、平成29年1月25日水曜日に郵送をいたします。

続いて6、参加資格を有する者の質問書の受付。質問がある場合には、質問書を提出していただき、口頭による質問は受け付けないといたします。(1)受付期日は平成29年1月31日、17時までの必着。提出方法はFAXか電子メール、回答2月2日に参加資格を有する者すべてに電子メールで回答をいたします。

続きまして7、企画提案書の提出。(1)提出書類。①企画提案書。こちら様式6号ということで作成し、13ページに示しております。②企画提案内容、こちらは様式7号、14ページに記載しております。③が図面。敷地計画図は車両の動線を記載していただきます。建物平面計画図は室名、厨房機器等レイアウト、汚染・非汚染作業区域、その他の区域の別が分かるように記載していただきます。あと食材動線図、作業動線・作業人員配置計画図。図面としてこれらのものを提出していただきます。④厨房機器一覧表。品名、寸法、規格、数量、熱源、エネルギー消費量、能力等を記載していただきます。⑤配送計画表、⑥業務実施体制、⑦見積書、これらを提出していただきます。

(3)提出方法は持参、4ページになります。(4)提出期日は平成29年2月17日、やはり17時までということで期限を定めさせていただきます。

続いて8、留意事項。こちらは、虚偽の申請があったときには失格とか無効になります、複数提案は禁止します、訂正とか再提出、差しかえ等は認められません、プロポーザルに伴う費用は参加者の負担とします、というようなことを記述しております。

続いて9番、最優秀企画提案の選定です。(1)選定委員会による審査。企画提案は、選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答を実施し、提案内容の企画性、衛生管理、調理能力、作業効率、環境への配慮、経済性等を評価し、選定します。

5ページです。(2)プレゼンテーション及び質疑応答。①プレゼンテーションは、提案図書の説明を20分以内、質疑応答を20分以内と定めております。②説明者等は、5名以内とし、他の提案者のプレゼンテーションの傍聴は認めないこととしております。③プレゼンテーション及び質疑応答は、提出書類をもとに行い、追加の提案及び資料配布は認めないことといたします。④プロジ

ェクターやパソコン等の機材を用いて説明を行う際は、提案者が準備することといたします。⑤プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開といたします。

(3) 審査基準、評価項目及び配点は表に示したとおりです。1番、業務の理解度は、基本的な提案コンセプト、厨房機器整備の視点・考え方、これらについて確認し、配点は5点とさせていただきます。

2の提案内容の的確性。こちらは、敷地内における調理場の考え方が5点。調理諸室の配置、ゾーニング、厨房機器の配置、動線、こちらが15点。厨房機器の選定・特徴、5点。調理人員の配置、5点。作業環境への配慮、5点。提案の独創性、5点という配点といたしております。

3のコスト縮減については、厨房機器整備に要する経費の見積額、維持管理費、またライフサイクルコスト、こちらで15点という配点にしております。

4、特定テーマに対する取り組み姿勢は、周辺環境への配慮、省エネルギー対策・熱源利用方法、排水処理対策、アレルギー対応・食育推進、それぞれ10点の配点としております。

5の業務執行体制、こちらは厨房機器納入実績が5点。汚染防止対策への取組が10点。次のページになりますが、衛生管理・異物混入対策が10点。設計協力・運転調整・取扱い指導が15点。緊急時の連絡体制アフターサービスの考え方が15点という配点で審査を進めていきます。合計で155点となります。

続いて10番、主なスケジュールです。平成29年1月13日、こちらは実施要領等の公表ということで、ホームページで13日の金曜日に既に公表しております。1月23日、こちらの期限で参加申込書を提出していただきます。1月25日に、参加資格確認通知書を交付いたします。ですからこの前日の24日に選定委員会を開催いたしまして、そこで参加資格を確認をしていく予定でおります。1月31日を質問書の提出期限とし、2月2日に質問に対する回答を行います。2月17日、こちらが企画提案書類等の提出期限とし、2月27日にプレゼンテーション実施・審査を行う予定です。3月1日に審査結果の通知と公表を行います。

11番、最優秀提案者の取扱い。最優秀提案者は、厨房機器一式の購入及び、設計業務全般に対する技術的助言及び協力について、以下のとおり取り扱うものとします。

(1) 設計業務全般に関して、厨房機器の選定、採用についての助言、その他設計業務に必要な協力をするものとします。

(2) 調理員等に対する厨房機器システムの円滑な操作に必要な機器運転、管理、取扱い及び軽微な補修についての十分な教育と指導の実施をしていただきます。

(3) 厨房機器の試運転及び安定稼働の期間の担当者常駐・運転支援。ただし書きで、予算や契約が議決されない場合には、このプロポーザルの決定事項については無効とし、本市は一切の責任を負わないものとするという一文を記載しております。

(4) 最優秀提案者は、厨房機器購入契約の優先交渉権を有するものとしま

す。予算計上の際は、厨房機器整備に要する経費の見積書を提出していただきますが、その見積額が、審査の際に提出した見積額を超えないこととします。

(5) 最優秀提案者から辞退の申し出、最優秀提案者が不適格とした判断があったときには、次点の者を繰り上げるということにいたします。

7ページ、12の事業スケジュールです。平成29年2月、企画提案の選定を行います。平成29年4月から平成30年9月、設計業務を行います。平成30年10月、厨房設備機器購入の仮契約を行いまして、平成30年12月、稲城市議会による議決後、工事請負・厨房機器設備購入の契約締結を行います。平成31年1月、着工。平成32年3月、竣工。平成32年4月から8月、備品の納品、試運転、操作研修等準備作業を経て、平成32年9月、給食の提供を開始ということで進めてまいります。以上が実施要領に関する説明でございます。

引き続き仕様書に移りたいと思います。17ページをお開きください。

1、件名は、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定公募型プロポーザルです。

2の業務内容、こちらに続きまして、下に示す、3(1)に示す基本方針を踏まえて企画提案をすること。文部科学省の示す『学校給食衛生管理基準』及びHACCPの概念に沿った厚生労働省『大量調理施設衛生管理マニュアル』に基づく施設の提案を行うこと。実施設計に向け、厨房機器の選択、調理能力・作業効率を踏まえた適正な配置等の提案を行うこととしております。

3、企画提案にあたっての基本条件。(1)基本方針です。①安全安心な給食の提供。学校給食衛生管理基準及びHACCPに基づき、食材の流れの一方通行化、汚染・非汚染作業区域の明確な区分による衛生管理の徹底を図る。調理完了から2時間以内の喫食及び喫食30分前の各配送学校の責任者による検食を基本とし、配送学校まで概ね30分程度での配送を可能とする。

②アレルギー対応食(除去食)の提供。アレルギー食専用調理室を設置する。

③災害時に対応可能な施設。災害時の炊き出し機能を有する施設とする。

④食育及び地産地消の推進。地場産食材を利用した学校給食の提供と食育推進のための情報収集と施設見学や試食が可能な施設とする。

⑤環境に配慮した施設とランニングコストの低減。臭気、騒音及び振動対策を施し、周辺環境へ配慮した施設とし、適切な維持管理を十分に考慮し、経費節減に取り組む。エネルギー消費量の削減や環境負荷軽減を図るため、厨房機器・衛生設備は省エネ型・節水型を導入するとしております。

(2) 厨房設備機器の見積額。厨房機器整備に要する経費の見積額は、機器一式の本体価格とともに、設置費等諸経費を含む総額を記載することとします。管理部門諸室の備品は除くということにします。諸経費に続きまして、建設工事に相当するものは含まないものといたします。

(3) 適用基準です。学校給食衛生管理基準(文部科学省)、学校環境衛生基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、その他関係する法令、要綱等を遵守して提案をしていただくとしております。

18ページをお開きください。4、整備計画概要です。(1)建設予定地は、南山東部土地区画整理事業地内90街区。(2)敷地面積は、約2,900㎡、当初用地取得分で、平成35年3月に用地取得を予定している分、約1,400㎡は本提案に含みません。(3)建築面積は、約1,740㎡。(4)延床面積は、約3,500㎡。(5)用途地域は、準工業地域(予定)です。(6)防火指定は、準防火地域ということで、建ぺい率が60%・容積率200%。こちらも予定です。(7)構造は鉄骨造。(8)階数は地上3階建です。

5番、調理場基本概要。(1)熱源は、各社ベストミックスにて提案をしていただきます。(2)の調理能力、最大調理能力6,500食を予定いたします。

(3)個別対応、アレルギー等の対応ができるよう、別室としてアレルギー対応室を設けることとします。原則、除去食で対応を行うことといたします。概ね100食、2献立に対応できる室内にさせていただくことといたします。(4)調理内容。主食、副食、牛乳です。炊飯システムを導入する、ただしそれは災害時の対応ということで導入いたします。なお、その炊飯システムを利用して、月1日から2日程度、米飯給食を提供する予定であります。(5)献立。小学校1コース、中学校1コースの計2コース予定いたします。(6)対象校。小学校7校、中学校4校を予定いたします。(7)児童生徒数。平成29年度の見込みで、小学校107学級、3,196人。中学校52学級、1,608人、こちらは特別支援学級を含んでおります。教職員数は、平成28年10月1日現在で451人となっております。

続いて6、調理備品類詳細。今回の見積書には含まれないということで、こちらは現在使用している備品です。これらの使用を前提に提案をしていただくということです。

続いて19ページ、7番、調理機器類詳細。(1)食数6,500食に適した能力のあるものを提案すること。(2)熱量の高い機器については、温度・湿度に対して配慮した構造にすること。(3)省エネルギー製でランニングコストの低減できるものとする。(4)原則として、厨房機器の材質はステンレス製、SUS430以上を使用する。特に錆が起こりやすいシンク槽内はSUS304以上を使用することとしております。

8、その他大型厨房機器詳細です。(1)野菜スライサー等の食品加工機については、厚生労働省より公布されている『労働安全衛生規則』に則った安全装置を備えた機器とする。(2)炊飯システムについては、熱源をガスとする。

(3)洗浄システムについては、作業負担の軽減を考慮した装置を装備する。(4)消毒については、翌日の食器や食缶を収納した状態で消毒を行うことができ、予備の食器や食缶を収納できる立体式消毒保管機を設置することとしております。

続いて9番、配管・排水等設備。厨房機器に接続する給排水・蒸気・ガス等については、今後の補修を考慮したスペースを設けることとしております。

20ページをご覧ください。10番、食物アレルギー(除去食)対策。(1)ア

レルギー対応室を専用に設けること。(2) 提供方法・配送方法を提案すること。

11、メンテナンス体制。(1) 緊急時の連絡体制及び人員を提示すること。(2) 製品保証期間・保証期間内の点検内容等を提示すること。(3) 製品保証期間後の定期点検が必要な機器を提示し、概算経費・点検内容を提示することとしております。

12、その他。(1) 実施設計協力、機器整備にあたっての現場対応及び安定的な運用に至るまでの調整・支援の体制について示すこと。(2) 厨房機器整備にあたって、上記以外の独自の視点での提案があれば示すこと。(3) 運営方式は、献立作成・食材購入を除き、調理・洗浄等の業務は委託を想定しております。(4) 食育の機能を盛り込んだ施設を提案すること。(5) 臭気・防音・防振対策及び防塵・防鳥・防虫対策を十分に行うこと。最後に(6) 現在の共同調理場運営状況を十分に把握し、稲城市の特徴を最大限に生かせる提案をすることとしております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。大変長い説明でした。以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

城所委員 公募型プロポーザルということで、すみません、私ども素人はプロポーザルという言葉がちょっと耳なれないんですけども、基本的に厨房機器業者を選定するに当たって、入札だけではなくて、衛生管理、調理能力、作業効率、環境の配慮等々を考慮して納入業者を決めていくという流れですよね。この公募型プロポーザルは、基本的に東京都全域で行われているものなんでしょうか。

学務課長 東京都のみならず、最近では全国レベルで、近いところでは帯広で給食センターを建築するときにはこういったような形式でやられています。

保坂委員 時期的に近いということですよ。距離が近いのではなくて。

学務課長 東京都内というお話でしたよね。東京都のみならず。

城所委員 うん、のみならずね。

学務課長 はい。というところで、だんだんこういった方式が増えてきていると確認しております。

城所委員 なるほど。それで、よくわからないのが、事業スケジュールの中で、厨房機器の購入と同時に、建物の設計施工があるわけですよ。ものによっては入るもの、入らないものとかいうのがあろうかと思うんですけども、その辺のス

スケジュールの流れがよくわからないんですけども。

学務課長　　今回このプロポーザルは、厨房機器の提案、優秀な企画案を出したところの業者を選定いたします。その業者に、実施設計に対して協力をさせていただく。

城所委員　　実施設計というのは建物の設計のこと。

学務課長　　そうですね。給食調理場の実施設計を平成29年度に開始しますので、その前に厨房機器の業者を選定して、その実施設計に対して企画提案の内容を反映していくという内容で進めています。実際の厨房機器の納品につきましては、一部については建設をしながら、特に大きな機械なんかは、でき上がって壁に全部囲まれてしまうと中に入れられないようなところもありますので、一部は建設の進むのと同時に入れていくと。あと残ったものは、全部でき上がった後に納品するというような流れになっていきます。

なぜプロポーザル、事前にやるかといいますと、特に稲城市の場合、1階が洗浄、2階が調理ということで、機械の重さ、それと稼働したときの重さとか、そういったようなものと、機械を入れられるかどうかというのがあって、最近はどこも、後で、全部建物を設計し、建物を建ててしまった後に入れようとするとう入らないとか。

城所委員　　よく聞きますね。

学務課長　　結局壁を壊して入れてもう一度またやるとか、そういうやり直しとか後戻りがあるということで、そういったものを防ぐということもありまして、今回、このような方式で進めていくということでやっております。

城所委員　　なるほど。ちなみに、この応募会社というんですかね、どのぐらいを想定しているんでしょうか。

学務課長　　こちらは、先ほどの参加資格の中で、平成18年度以降6,500食程度のものの実績があるというところで調べましたところ、ネットで調べたものですから、確実とは言えない面もあるのかもしれませんが、6社ぐらいはありそうだといいところで、あとはたくさん来てくれるといいなと思っています。

城所委員　　ありがとうございました。

委員長　　ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

保坂委員　　厨房機器の業者選定ということなんですけれども、5ページのところに審査

基準の4番なんですけど、特定テーマに対する取り組み姿勢というのがありまして、独創性というのはどういうことを言うのでしょうか。調理場の厨房機器の独創性というのが具体的にイメージできないんですけども、どういうことについて独創性がある、なしを言われているのでしょうか。

学務課長　この4の特定テーマに対する取り組み姿勢ということで、こちらは特定テーマというのは、周辺環境の配慮、車の出入りとか、そういった騒音の面とかがあると思います。あと省エネルギー対策、熱源の利用方法、あと排水処理対策、排水処理で臭気が出たりということで、周辺環境にまた影響を及ぼすようなこともあります。あと、今後の調理場の特徴として、アレルギーの対応を行うということがありますので、こういった個別のものに対して、こういった提案がされるかと、その提案した内容がオリジナリティがあるものかどうか。それと、実際に実現性があるものなのかどうか、そういったものを出てきたものの中で比較検討して、こういったような視点でみていきたいと考えています。

保坂委員　実現性についてはよくわかるんですけども、独創性のある周辺環境への配慮ですとか、独創性のあるエネルギー対策というのが、ちょっとこの環境への配慮とか、熱源の利用の方法とか、排水処理とか、独創性というのが何かなじまないような気がしたので。私は、建物の形とかデザインとかだったら独創性というイメージを持てるんですけども、省エネ対策とか環境配慮に独創性があるということが、評価の視点としてなじまないかなと思ったんですけども、他の地域でこういうような公募型プロポーザルで募集をかけたときに、審査基準の中にやはりこういう言葉が入っているのでしょうか。

学務課長　この実施要領にしましても仕様書にしましても、これまでのほかの自治体でもやられてきたことを参考にして作成していますので、ほかのところでもこういった視点はあるというところはございますが、やはり出てきてそれを比較した中でこういった特徴があるとか、とてもすばらしそうな案でも、実現性がなければそれはそれで問題があるわけですので、その辺のところを見ていくようなことで考えております。

保坂委員　わかりました。ありがとうございます。

委員長　ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

今泉委員　すみません、質問なんですけど、もう一回、プロポーザルという言葉の意味を教えてくださいたいのと、3ページの7の企画提案書の提出のところ、(1)の③、黒ポチ四つ目で、作業人員配置計画図というのがあるんですけども、これは、この企画提案書を出した会社さんのほうで人数はこのぐらいになりま

すよと、会社さんのほうが言ってくるのか、その場合、今いる人数より多かったり少なかったりした場合どうするのかということについて教えてください。

学務課長 プロポーザルは提案というような意味じゃなかったでしたか。あと、作業人員につきましては、ある意味コストのほうにも反映するものでありますので、こういった機器、こういう設備で、このくらい的人数でやれますよというような提案になります。今と比べて増減があった場合には、それはまた運営自体は業務委託と考えておりますので、業務委託のときの仕様といいますか、そちらのほうでうたっていくことになるんじゃないかなと思っています。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。ごめんなさい、もう一点質問なんです。さっきの審査基準で点数が全部で155点となっているんですけども、単純に点数が高いところが最優秀という形になってくるんでしょうか。

学務課長 先ほども申し上げた、選定委員会でそれぞれの委員に点数をつけていただきます。それでその中でまた協議をして、何点というようなことで定めております。それで高いほうから最優秀、次点という形で決まっていくことになります。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

保坂委員 今回の件ですけども、というのは、総合点でということですか。

学務課長 はい。

保坂委員 わかりました。じゃあ個々に何点クリアというのではなくて、積み上げていった合計の点数ということで。わかりました。

委員長 ほかにいかがですか。

私からも質問、いいですか。いろいろと他のところを見学したり、資料もということですけど、隣の府中市がやはり給食センターを新しくつくって、3月に稼働するという状況を聞いているんですけども、実際に府中市も同じような形でやっていったのか、その他いろいろなところを参考にできているのかどうか、ちょっとそのあたりをお願いしたいところ思います。

学務課長 府中市も同じような方式をとられていまして、明日、そのプロポーザルの実際の運用といいますか実務について、府中市にお邪魔してお伺いしてくる予定です。主に府中市に倣ったような形になっております。

委員 長 ありがとうございます。そうなんですか。府中市は施設がすごく大きくあるんですが、すごくいいなというような形で、3月に新しくつくったと。

教育部長 参考にならないと言ったほうがいい。府中は参考にならないですね。2万食を一つのところで作るのは、現場は大変なことになるわけですので、納品だけでも、すごい量になる。プロポーザルの内容の確認に行ってもらいます。

委員 長 ほかにはいかがですか。

教育 長 ちょっといいですか。最優秀提案者を採用するということですけど、一つ、最低基準があるのかどうかということと、その基準に満たなかったというか、ポイント、ポイントで、得られているイメージ以下のところがある場合もあるんですけど、そういう場合の指導というか修正というか、何かその辺は考えていますか。

学務課長 先ほどお答えしたとおり、トータルで点数の高いものから順番をつけます。それは実施設計の段階では、それはもうそれで全部決まりではありませんので、実施設計の中で訂正したり修正したり加えたりということは、そこで。

教育 長 いや、そういうことを聞いているんじゃないかと、155点が上限なんだけど、例えば最高点が、実際はないのかもしれないけれども50点で、全く納得のいかないう内容だったら、何かその辺考えているんですか。

学務課長 まずそういうことはないというのが前提なんですけど、プロポーザルの実施要領も仕様書でも、何点以下は不適合とするとかいうようなことは定めていませんので、トータルの中でトップであれば、それがかなり低い点数であってもその業者を最優秀提案者ということで決定することになると思います。

教育部長 教育長のご心配は当然だと思えるんですが、先ほど申し上げました応募資格のところ、6,500食以上のものの経験のある事業所としておるもので、そうしますと、今、学務課長が答えましたように、6社ぐらいを想定すると。その6社というのは、全国でもトップレベルの業者でありまして、6,500食の給食調理場をつくるというだけでも、あつという間にぼんと押すところ、どういものがどういうふうに流れてくるのかというようなことは完全にコンピューターが入っているような、そういう業者がおります。

そういう業者の提案の中で、先ほど、保坂委員が質問していただきました、独創性というところが、一番の点数の分かれ目になるだろうと、実のところ思っております。ある程度の基準は必ずクリアしてくる事業所しか応募してこな

いだろうというのがまず1点。その中で、独創性というのは、熱源がどうだとか、あるいは室内環境をどう考えるかということでは、釜にカバーをつけて、外に熱を出さないとか、東京ガスもそういうことを取り組んでいますので、そういう、いろんな環境についても、あるいは働く人たちに優しい、どういうことをして、どういう機械を入れるかということも独創性の中に入ってくるんだと思います。そこまで私どもとしては見込んでおりまして、155点が50点とかということではなくて、140～150点までは必ず来るのではないかと。

その中で、今回、検討委員会の中に栄養士も調理員も入れておりますので、その人間がそれぞれの立場で、あるところでは非常にいい点をつけたり、悪い点をつけたりしますので、そういう専門的な意見を聞きながら総合点を決めていこうと考えております。確かに、どうしようというような業者が来ることも今まではあったわけですがけれども、今回についてはそういうことは想定しないで、絶対にうまくいくだらうと考えております。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。どうぞ。

城所委員 1点いいですか、今部長がおっしゃった6,500食というのは、いわゆる児童・生徒の今後の推移等々も勘案してマックスがあろうかと思うんですけど、その6,500食はマックスからどれくらいの許容範囲があった数字なんですか。

学務課長 400から500ぐらいは余裕がある数字で設定しております。

城所委員 その後は減ってくるわけですね、児童も生徒も。

学務課長 そうですね、ピークで6,100前後は数年続くと想定しているんですけども、その後は徐々に下がっていくと推計をしております。

城所委員 じゃあ宝の持ちぐされというか、大き過ぎる、小さ過ぎるというところではないという。

学務課長 当分は。

城所委員 当分は。わかりました。

委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

「学校給食申込書の提出について」を、学務課長、すみません、よろしくお願いたします。

学務課長 続きます、報告案件の「学校給食申込書の提出について」を説明いたします。稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部改正を行い、学校給食申込書を提出していただくことを、今、考えております。

1、目的は、食材費となっております学校給食費、こちらの支払いにつきましては、保護者の負担ということですが、その辺が十分に認定されていない面もあるのではないかとということで、改めて保護者に学校給食の申込みをしていただくことで、学校給食費の負担についてしっかり認識していただくことを目的といたします。また、現在、支払い能力があるにもかかわらず支払わない一部の保護者による滞納があります。このことは、正しく納入している保護者との公平性を欠き、また学校給食の運営自体に支障をも来すこととなります。そのため、学校給食の申込みをしていただくことは、滞納の抑止の効果も期待できるとともに、市と保護者との、債権者と債務者という関係を明確にすることができるため、滞納時の処分を円滑に進めることも可能となると考えております。

2番の改正点です。こちらは、給食の実施日を定めている第2条につきまして、給食の実施として、第2項として、保護者及び小中学校教職員並びに共同調理場職員は、教育委員会の指定する日までに、学校給食申込書を市長に提出しなければならないという一文を加えるものでございます

3番、平成27年度の学校給食費の収入の状況。現年度分といたしましては、収入額が3億7,328万6,715円、滞納額が194万9,015円、収納率は99.48%、過年度分につきましては、収入額が60万7,414円、滞納額が291万2,775円、収納率が17.26%となっております。

続いて、4、給食申込書の提出。こちらにつきましては、平成28年5月24日の調査時点で、26市中13市で給食申込書を提出していただいております。現在も保護者に対して、学校給食について説明を行った上で児童生徒が提供を受けていますので、いわゆる黙示の契約というものが成立していると認められるということですが、契約の成立を明確にするためには、保護者から給食申込書を提出していただく必要があると考えております。

5番の実施方法です。各小学校において、新小学1年生の入学説明会時に各学校の書類とともに配布し、入学時まで提出していただくこととし、有効期間は中学校卒業までの在学期間中と考えております。ただし初年度につきましては、誰からも徴収していないということになりますので、新小学1年生には入学時に配付し4月に提出していただく、在校生については3月中に配付し、回収をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

城所委員　この改正点の中に、改正点2の2のところに、学校給食申込書の様式というのがあるんですけども、これは新たに作成したものなのでしょうか。

学務課長　様式までは添付していないんですけども、今までは申込書はありませんでしたので、この規則の改正に合わせて様式も定めていくという考えです。

城所委員　まだ作成には至っていない。

学務課長　今、作成中です。

城所委員　わかりました。

委員長　ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

今泉委員　多分記載されると思うんですが、この給食費に関する規則の中で、今回、申込書を市長に提出しなければならないとなっているのですが、これをいつまでに提出しなければならないのかと、給食費自体がいつまでに納付しなければならないかというのを、どこかに、この申込書に明記されるのかどうするのか、その辺を教えていただければと思います。

学務課長　現在も学校給食費のご案内ということで、各保護者には学校を通じてお知らせしているんですけども、その中に給食費の額とか納入期限をうたっておりますので、そういった説明とあわせて申込書も配付する形になると思います。
それと、いつまでかというのはまだ決定ではありませんので、考えているのは5番の実施方法のところにあるように、新小学校1年は、入学説明会のときに一緒に配付を考えています。来年度以降ということになりますけれども。今年度、もし29年度からこういった申込制を始めるとしますと、もう入学説明会には間に合いませんので、新1年生は入学式のおきにお配りし、4月までの期限ということで申込書を提出していただくと考えています。あと在校生は、3月中に学校を通じて配付して、3月中に回収までやりたいと考えています。

今泉委員　わかりました。これは児童生徒だけじゃなくて先生方もということですよ。

学務課長　はい。

今泉委員　ありがとうございます。

委員長　どうぞ。

保坂委員 申込書という言葉でちょっと確認したいんですけども、申込書を出さない家庭がいたら、それは給食を食べないと理解されてしまうんでしょうか。何かこの契約の成立を明確にするというよりは、保護者の方に給食は無料じゃないですよと、給食費は徴収しますよということを理解してもらうための申込書であって、うちは給食要りませんという人が出てもいいということではないですよ。なので、申し込まなければ払わなくていいんだという誤解を与えることはないという理解してよろしいですか。

学務課長 最終的には、申し込まない人には、給食の提供は停止することになると考えています。

保坂委員 それは教職員ではなくて児童生徒もですか。

学務課長 はい。ただうっかりとかで申込書の提出がされないこともあろうかと思えますので、それはいついつに区切って出されないから直ちに給食を停止することではなくて、出されない方にはこういったことの趣旨を説明をして、出していただいて、給食は提供したいと。食べさせないことが目的ではありませんので。ただ、それでも説明した上で、うちは給食を食べないから出さないんだよということであれば、これはもうとめざるを得ないのかなと考えています。申込書は、ただ申し込みというだけではなく、申し込まないという形で全員に出してもらおうような、そういったような様式を考えているところです。

保坂委員 そうですか。例えば、申し込まないに丸をつけて、うちはお弁当を持たせませうというご家庭があったら、それは認めるということですか。

学務課長 学校給食は皆さんに食べていただきたいので、何の理由もなくただ弁当ということであれば、その辺はお話はしていくべきだと考えています。その理由、例えば今でもアレルギーとか放射能とか、そういったものを理由に給食は要らないという方がいらっしゃるんですけども、ただ要らないというだけでは、給食をただ出さないというわけにもいかないと思いますので、そういった方についてはちょっと話をして、その辺のところを進めていきたいと思っています。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

城所委員 すみません、基本的な疑問で申しわけないんですけども、これは規則の一部改正ということですけど、これは議案にはならないんですか。

学務課長 今日、こういったことを考えています、こうやって進めますよということで皆さんに報告させていただいています。規則改正となれば議案として上げることになりますので、その際にはまたよろしくご議論をお願いいたします。

城所委員 なるほど。間に合うんですか。

学務課長 2月が随分早い教育委員会でしたので、2月には間に合わないですが、3月で規則改正ということになると思います。

城所委員 ということ、はい、わかりました。

委員長 ありがとうございます。基本的な提案ということで。ほかにいかがですか、ご質問。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時26分閉会)